

4. 総合経済対策

平成6年2月8日
経済対策閣僚会議

目 次

I 景気浮揚のための内需拡大

- 1 所得減税の実施等
- 2 公共投資等の拡大
- 3 住宅投資の促進
- 4 民間設備投資を促進するための税制上の措置

II 課題を抱える分野における重点的施策の展開

- 1 土地の有効利用の促進
- 2 中小企業対策等
- 3 農業の国際化対応のための緊急対策
- 4 雇用対策
- 5 金融・証券市場に関する施策

III 経済活力の喚起のための発展環境整備

- 1 規制緩和等の推進
- 2 新規産業創出の促進と発展への支援
- 3 地域の視点に立った経済の活性化
- 4 調和ある対外経済関係の形成

我が国経済はなお調整過程にあり、景気は依然厳しい状況が続いている。すなわち、バブル経済の崩壊の影響もあって、民間企業設備、耐久消費財等のストック調整が長期化する一方、雇用情勢にも厳しさがみられることに加え、内外経済環境の変化が経済の中期的な不透明感、閉塞感を生み出し、民間部門の心理を大きく萎縮させている。しかしながら、これまでの累次にわたる経済対策の効果もあって、住宅建設や公共投資が経済活動を下支えしている中、民間部門でも種々の調整が進展しつつあるほか、一部には創造的な事業展開を積極的に図る動きもみられる。

政府としては、こうした景気回復への芽を膨らませ、我が国経済を6年度中の出来るだけ早い時期に本格的な回復軌道に乗せ、7年度以降の安定成長を確実なものにするとともに、本格的な高齢化社会の到来への対応など中長期的課題にも取り組んでいくため、来年度末までの間に可能な限り有効な施策を展開していくことが重要であるとの認識のもと、今般、15兆円を上回る史上最大の規模の総合的な経済対策を講ずることとした。本対策は、以下のような三つの観点に立った幅広い諸施策を推進しようとするものである。

第一に、予断を許さぬ現在の我が国経済に対し、景気浮揚のための内需拡大を図ることが重要である。このため、所得減税の実施等、公共投資等の拡大、住宅投資や民間設備投資の促進策を行う。

第二に、バブル経済の崩壊、国際情勢の変化等を背景に事業環境等への影響が大きい分野への適切な対応を行うことが必要である。このため、土地の有効利用の促進、中小企業の構造調整等の支援、農業の国際化への対応、雇用の安定の確保、金融・証券市場の活性化等に関する施策を講ずる。

第三に、経済の先行きに対する不透明感の払拭、閉塞感の打破を通じて、

我が国民間経済の本来持っている活力や創造性に富んだ企業家精神を喚起しつつ、我が国経済の将来的な発展環境を整備していくことが不可欠である。このため、新規産業創出の促進と発展の支援、新規事業の拡大等につながる規制緩和の継続的推進を図る。また、引き続き調和ある対外経済関係の形成に努める。

政府としては、上記のような観点からの諸施策を一体として推進しつつ、平成5年度第3次補正予算及び平成6年度予算を通じて可能な限り景気に配慮するよう努めることにより、当面の厳しい経済状況を克服するとともに、諸分野における困難な課題の克服や我が国経済の中核をなす民間経済主体のダイナミックな活力の発揮に裏打ちされた本格的な景気回復と、安定した持続的成長経路への移行が確保されることを期するものである。

1. 景気浮揚のための内需拡大

1. 所得減税の実施等

- (1) 現在の景気の低迷を打開するため、平成6年度限りの措置として5兆4,700億円の所得税・住民税の特別減税を実施する。
- (2) 法人特別税及び普通乗用自動車に係る消費税率の特例は、平成5年度末をもって廃止する。
- (3) 税制改革については、公正で活力ある高齢化社会を実現するため、引き続き検討を進め、年内の国会において関係の法律を成立させるものとする。

2. 公共投資等の拡大

公共投資等については、次のとおり総額7兆2,000億円の事業規模を確保する。この新たに追加される分も含め、今後とも、労務、資材等の面で支障を生じないように十分配慮し、所要の審査・手続きを円滑に進めつつ、公共事業等の円滑かつ着実な施行に努める。また、地方公共団体においても、地方単独事業を含む事業の円滑かつ着実な施行を図るよう要請する。

- (1) 一般公共事業については、各地域経済の実情を踏まえ、国民生活の質の向上に重点を置いた分野にできる限り配慮しつつ、事業費3兆5,900億円（公団等の事業を含む）を追加する。

このうち、公共事業の円滑な実施を図るため、地価動向に十分配慮しつつ

7, 800億円の規模で公共用地の先行取得を行う。

(2) 国民生活基盤、研究開発基盤等の充実を図るため、教育、研究、医療等のための施設等の整備を推進することとし、事業費6, 100億円を追加する。

(3) 地方単独事業については、地域の実情に即し、生活環境の質の向上、地域の活性化等の観点に立って、平成6年度の事業執行を含め、切れ目なく積極的に展開していくこととし、平成5年度においても、その弾力的、機動的な執行を図ることとし、3, 000億円の事業費の追加を要請する。

また、公共用地の先行取得については、1兆5, 000億円の規模で事業費の拡大を要請する。

(4) 住宅建設の促進を図るため、住宅金融公庫の事業規模1兆2, 000億円を追加する。

3. 住宅投資の促進

住宅投資については、良質な住宅建設を促進し、景気拡大に資するため、住宅金融公庫の融資の追加及び住宅関連税制の拡充を図るほか、容積率の割増制度の運用の弾力化、住宅建設コストの低減策、住宅宅地供給のための諸施策を推進する。

(1) 住宅金融公庫の融資の追加

住宅金融公庫の融資について、貸付枠を7万戸追加し、7.7万戸（当初貸付枠比2.2万戸増）とする。

(2) 住宅関連税制の拡充

住宅関連の税制に関しては、住宅建設の促進に資する観点から、以下の有効かつ適切な措置を平成6年度税制改正において講ずる。

- ① 住宅取得促進税制の所得要件を緩和する。
- ② 住宅取得資金の贈与に係る贈与税の特例について、特例計算限度額を引き上げるとともに、所得要件等を緩和する。

(3) 容積率の割増制度の運用の弾力化等

- ① 特定街区、高度利用地区等における容積率の割増制度について、地域の実情等に応じ、一定の計画的な住宅プロジェクトについては、より適切な割増しが可能となるよう運用の弾力化を行うほか、容積率の割増しを受けられる総合設計制度を活用できる敷地の規模の下限が弾力的に引き下げられるよう特定行政庁に対して要請を行うなど、制度の積極的活用を図る。
- ② 住宅に係る容積率規制について、地下室の床面積の取扱いにつき見直しを行う。

(4) 住宅建設コストの低減

良質かつ低廉な住宅の供給を実現し、潜在的な住宅投資需要を喚起するため、次の各措置を講ずる。

- ① 住宅建設コストを低減するためのアクション・プログラムを策定し、各種規制の合理化、消費者への情報提供、住宅輸入や外国住宅部品、建材の円滑な導入等を進めることにより競争条件を整備するとともに、生産・流通の合理化、技術開発等を推進することにより、住宅関連産業の発展に向けた環境を整備しつつ、住宅建設コストの引下げを図る。
- ② 定期借地権制度の利用により安価な住宅宅地の供給を促進するため、制度を広く周知し、その普及定着を図るとともに、制度の利用が円滑に行われるよう適正な市場の育成等諸条件の整備を行う。

(5) 住宅宅地供給のための諸施策

中堅所得者向けの優良な公的賃貸住宅の供給や、公共賃貸住宅の建て替え及び改善、住宅宅地関連公共施設の整備等を推進する。

4. 民間設備投資を促進するための税制上の措置

引き続き民間設備投資の促進を図るため、

- ① 中小企業者等の機械装置一般及び事務処理の能率化等に資する一定の器具備品（10設備）を対象に、中小企業の設備投資を支援するため、30%の特別償却と7%の税額控除を選択適用する中小企業機械投資促進税制、
 - ② 時短・就業環境改善、環境保全、輸入促進等に配慮した省力化・合理化投資を支援するため、30%（中小企業は36%）の特別償却と7%（中小企業は8.4%）の税額控除を選択適用する高度省力化投資促進税制
- について、平成6年度税制改正において、適用期限（平成6年6月30日）を平成6年12月31日まで延長する。

II. 課題を抱える分野における重点的施策の展開

1. 土地の有効利用の促進

土地の有効利用を通じ、公共事業、住宅建設、都市開発や民間事業等の推進を図るため、公共用地や民間都市開発事業用地の先行取得のほか、土地の有効利用等のための税制上の措置、適切な有効利用を支援するための仕組みの整備、不動産取引情報の充実、監視区域制度の弾力的運用、不動産共同投資のための事業環境整備等土地の有効利用を

円滑に進めるための措置を講ずる。

(1) 公共用地の先行取得

① 公共事業等の円滑な実施を図るとともに、土地の有効利用にも資するため、地価動向に十分配慮しつつ、公共投資等の拡大のうち、次のとおり総額2兆2,800億円の規模で公共用地の先行取得を行う。

(a) 国庫債務負担行為を含め一般公共事業として事業費6,100億円を追加する。

(b) 都市開発資金融通特別会計、特定国有財産整備特別会計等において、事業費300億円を追加する。

(c) 日本道路公団等の事業費1,400億円を追加する。

(d) 地方公共団体等における用地の先行取得の積極的促進を引き続き図るため、土地開発基金及び土地開発公社の活用を図るとともに、公共用地先行取得債等による積極的な対応を図ることにより、今後平成6年度を含めて、1兆5,000億円の規模で事業費の拡大を要請する。

② 用地の先行取得を円滑に推進するため、次の措置を講ずる。

(a) 地方公共団体による公共施設等のための用地取得を促進し、都市施設の整備や再開発を推進するため、都市開発資金融通特別会計の融資制度を拡充する。

(b) 大都市地域において住宅・都市整備公団が行う良質な住宅宅地供給を適切に推進するため、出資金により用地の先行取得を促進する制度を拡充する。

(c) 地方住宅供給公社による大都市地域の工場跡地、国鉄清算事業団用地等の先行取得を促進し、住宅市街地の形成を推進するため、用地取得に伴う利子負担を軽減するための助成制度を創設する。

(d) 市街化区域内において平成6年度末までに地方公共団体等が行う相当規模以上の基幹的な公共施設の用に供するための土地の先行取得については、利子負担軽減のため所要の措置を新たに講ずる。

(2) 民間都市開発事業による土地の有効利用の推進

民間事業者による優良な都市開発事業の円滑な推進を確保するため、(財)民間都市開発推進機構において、民間都市開発事業の用に供する土地の先行的な取得を行う制度を創設する(5年間の措置、事業規模5,000億円)。

また、同機構による低利融資等の支援措置の対象となる地域を、当分の間、東京23区等三大都市圏の都心部にまで拡充する等により、民間事業者による一定の都市開発事業を支援し都市機能の増進を図る。

(3) 土地の有効利用等のための税制上の措置

土地関連の税制に関しては、土地取引をめぐる諸事情を踏まえ、土地基本法に基づく制度の基本的枠組みの中で土地の有効利用等に資する観点から、時限的に、以下のような有効かつ適切な措置を平成6年度税制改正において講ずる。

- ① 市街地における土地の有効利用を促進するため、業務用を含む優良建築物を建設する事業等のために土地等を譲渡した場合を、新たに長期譲渡所得に対する軽減税率の適用対象とする(法人の場合は10%追加課税を行わない)。
- ② 企業の長期保有資産を利用した設備投資の促進を図るため、長期保有の土地等、建物又は構築物を譲渡し、三大都市圏の既成市街地等以外の地域内にある建物、構築物又は機械装置を取得した場合に、買換資産につき一定割合の圧縮記帳を認める。
- ③ 住み替えを一層促進するため、特定の居住用財産の買換え特例の譲渡価額要件を適正な範囲内で引き上げる。
- ④ (財)民間都市開発推進機構の活用による都市開発事業用地の先行取得と都市開発事業の実施を支援するため、所要の税制上の措置を講ずる。

また、三大都市圏の特定市の市街化区域における特別土地保有税の課税の特例(いわゆるミニ保有税)は、平成6年1月1日以後に取得された土地については適用しないこととし、平成6年度税制改正において所要の措置を講ずる。

(4) 土地の有効利用を円滑に進めるための措置

① 低未利用地有効利用促進協議会の設置等

都心部における低未利用地についての詳細な実態把握を緊急に行うほか、地方公共団体等を構成員とする低未利用地有効利用促進協議会を設置して、低未利用地に関する情報の交換等を行うとともに、これを踏まえた地方公共団体による計画策定を行うことによって、地域の実情に合った土地の有効利用を推進する。

② 土地取引関連情報の充実

証券、商品と比較して整備が遅れている不動産取引市場に対し、不動産取引を行う際の基礎情報である市場相場を機動的に把握し提供することができるよう、不動産流通機構に蓄積された土地、住宅等の成約情報を機動的に加工分析し、不動産市場情報として提供を行うためのシステムを整備する。

③ 監視区域制度の弾力的運用

監視区域制度については、期間を定めて区域を指定し、届出対象面積を適切に設定、変更し、指定の事由がなくなった時に解除するという機動的かつ弾力的な運用を前提とした制度であることにかんがみ、引き続き、最近の地価動向等を踏まえて、地域の実情に応じた区域の指定、届出対象面積の緩和、指定の解除を行う等制度の弾力的な運用を図る。

④ 不動産共同投資のための事業環境整備

広く資金等の提供を受けて不動産事業を行い資金等の提供者である事業参加者に収益の分配等を行う事業について、事業参加者の保護のあり方についての検討を含め、事業環境の整備を行い、その健全な発展を図る。

2. 中小企業対策等

厳しい経営環境に直面している中小企業等を支援するため、次のとおり、中小企業が

その経営環境の構造的な変化を克服しつつ活力を発揮できるよう支援策を強化するとともに、一層の経営安定と活性化を図るための金融措置の拡充を行うこととし、これにより総額1兆3,000億円を超える政府関係中小企業金融機関等の貸付規模の追加を実施する。

(1) 中小企業の構造的な経営環境の変化への対応の支援

- ① 企業家精神に富み将来成長の可能性のある中小企業の新事業展開を強力に支援するため、事業性を的確に評価するための審査体制の確立等を図りつつ、貸付けの一部を無担保で行う新事業育成貸付制度を中小企業金融公庫に創設する。
- ② 厳しい経営環境の中で、人材を確保しつつ事業の拡大を行う中小企業を支援するため、国民金融公庫、中小企業金融公庫等に中小企業成長支援特別貸付制度を創設する。
- ③ 中小企業の新分野進出等の努力を一層支援するため、特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の適用範囲の拡充を図るとともに、全国各地において、新分野進出等に成功した事例についての研究会の開催等を行う。

また、同法に定める特別中小企業者等に対し、平成6年度税制改正において、設備投資減税、試験研究関連税制及び欠損金の繰戻し還付の特例措置を講ずる。

- ④ 低迷の続く中小企業の設備投資に対する継続的な支援を行うため、平成6年度税制改正において、中小企業機械投資促進税制及び高度省力化投資促進税制の適用期限を平成6年12月31日まで延長する。

(2) 中小企業等の経営安定対策

- ① 中小企業の資金繰りを一層支援するため、国民金融公庫、中小企業金融公庫等における運転資金支援特別貸付制度について、要件緩和、貸付規模の追加及び取扱期間の延長を行うとともに、連鎖倒産防止の観点から貸付対象の拡充を行う。

- ② 中小企業の一層の経営安定を図るため、緊急経営支援貸付制度の要件緩和、貸付規模の追加及び取扱期間の延長を行う。
- ③ 国民金融公庫、中小企業金融公庫等に高金利の既往債務を有する中小企業の返済を円滑化するため、返済資金緊急特別貸付制度について、高金利部分の金利の支払いを一時的に繰り延べることができる措置の導入、取扱期間の延長等を行う。
- ④ 担保不足により資金繰りが悪化している中小企業や親企業の工場閉鎖等の影響を受ける下請中小企業を支援するため、中小企業信用保険法の保険限度額が倍額となる特定業種等の指定を弾力的に行うとともに、特定業種に属し支援の対象となる中小企業の認定要件の緩和を行う。
- ⑤ 中小林業・漁業者等に対する金融の円滑化を図るため、木材産業等高度化推進資金の貸付枠の拡充等を行う。

(3) 中小流通業対策

- ① 厳しい経営環境に直面している商店街の活性化を一層推進するため、中小企業事業団の高度化融資制度に、中小企業が商店街又はその隣接地域に公共的施設を含む個店集積体を作りこれを核として商店街の活性化を行う事業（商店街パティオ事業）を創設する。
- ② 販売促進を図るための人材確保を通じて中小流通業の発展基盤の一層の整備を行うため、国民金融公庫、中小企業金融公庫等における中小流通業発展基盤整備特別貸付について資金用途を追加する。

(4) 地域中小企業対策

困難な状況にある地域中小企業の活性化を図るため、国と地方公共団体が協調して行う地域中小企業特別支援貸付制度を創設する。